

令和3年

第3回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

令和3年第3回志賀町議会定例会会議録

令和3年9月28日、第3回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時00分 開会)

(出席議員14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝					
副	町	長	庄	田	義	則			
教	育	長	間	嶋	正	剛			
参		与	新	田	辰	巳			
総	務	課	長	濱	村	大			
富	来	支	所	長	関	田	勝	行	
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄
情	報	推	進	課	長	今	村	浩	一
税	務	課	長	中	田	龍	一		
住	民	課	長	西		清	孝		

健康福祉課長	村 井 直
環境安全課長	宮 下 隆
商工観光課長	荒 川 仁
農林水産課長	大 谷 清 樹
まち整備課長	吉 村 満
富来病院事務長	藤 井 専
会計管理者(会計課長)	平 井 清
学校教育課長	徳 楽 仁
生涯学習課長	大 畑 喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出 崎 茂 男
議会事務局参事	徳 田 敦 史
議会事務局主幹	坂 上 大 輔

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 承認第12号、議案第38号ないし第50号及び認定第1号ないし第9号(提案理由説明)
- 日 程 第 5 町長提出 議案第50号(質疑・委員会付託・討論・採決)
- 追加日程第1 南正紀議員君の副議長辞職の件
- 追加日程第2 副議長の選挙
- 追加日程第3 寺井強君の議長辞職の件
- 追加日程第4 議長の選挙
- 追加日程第5 議会広報特別委員及び議会改革活性化特別委員辞任の件
- 追加日程第6 各委員の補充選任
- 追加日程第7 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

(開 会 ・ 開 議)

寺井強議長 ただ今の出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和3年第3回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

寺井強議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、1番 表谷茂浩君、2番 中谷松助君を指名します。

日程第2 会期の決定

寺井強議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月15日までの18日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から10月15日までの18日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

寺井強議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出 承認第12号、議案第38号ないし第50号並びに認定第1号ないし第9号 (提案理由説明)

寺井強議長 次に、本日町長から提出のありました、承認第12号、議案第38号ないし第50号及び認定第1号ないし第9号を一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉勝町長 議長。

寺井強議長 はい、小泉町長。

小泉勝町長 令和3年第3回志賀町議会定例会の開会にあたり、本議会に提案いたしました案件の概要説明と、今後の町政運営に対する所信の一端を申し上げます。

はじめに、このたびの町長選挙におきまして、町民の皆様の多大なるご支援を賜り、無投票当選という形で、4期目の町政を担わせていただくことになり、あらためて、その責任の重さを痛感しているところであります。

これまでの3期12年間は、町民の皆様の安全安心を第一に考え、第二次志賀町総合計画に掲げる「魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち」の実現に向け、取り組みを進めてきました。そして、能登ナンバーワンのまちを目標に、自らが先頭に立ち、スピード感を持ってさまざまな施策に取り組んできたことにより、財政基盤の強化をはじめ、企業誘致、移住・定住の促進や子育て支援など、着実に成果を挙げてきたものと思っております。

4期目を迎え、これまでどおり、町民の皆様との対話を重視しながら、各種事業に取り組んでいきたいと考えております。

そして、新型コロナウイルス感染症の影響がまだまだ続くと考えられ、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた施策を進める必要があり、また、今後も財政状況が厳しくなっていくことが考えられる中、次代を担う子ども達のために、持続可能で明るい未来を築き、「志賀町に住みたい 住んでよかった」と実感できるまちづくりの実現に向けて邁進していく所存であります。

以上のことを念頭に、今後の町政運営における、主な施策と考え方をご説明申し上げます。

はじめに、4期目を迎え、最優先に取り組むべき課題は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策と地域経済対策の両立についてであります。

本年、7月中旬以降、新型コロナウイルス感染症は、感染力の強いデルタ株に置き換わり、全国的に感染が急拡大しました。

この感染拡大の傾向として、ワクチン接種が進んだ高齢者の感染が減少し、若い世代に感染が広がったことが特徴として挙げられます。

現在、全国的に感染者数は減少傾向にあり、本日、政府の対策本部会議において、緊急事態宣言等の解除の決定がされるようであります。

本町においては、昨年9月1日に最初の感染者が確認されてから、本年5月22日までは12人でしたが、7月18日から8月24日までの わずか1

か月の間に 19 人が感染し、昨日までの累計が 32 人となっております。

このような中で、ワクチン接種の状況であります。3月の医療従事者の先行接種から高齢者、一般接種と順調に行われ、現在、65歳以上の高齢者で2回目の接種を終えた方が94.2パーセント、12歳から64歳までが73.5パーセント、全体で83.2パーセントとなっております。

なお、現時点で1回目の接種を終えた方が全体の87.3パーセントであることから、最終的にはこれを超えたいと思われ、当初見込みの75パーセントを大きく上回る状況になると考えています。

また、今後のワクチン接種についてであります。さらに接種率を高めるため、10月からは富来病院と志賀クリニックで個別接種を継続し、県の県民ワクチン接種センターでの接種も周知するなど、1人でも多くの方に接種を推奨していきます。

ワクチン接種により、感染予防や重症化リスクの低減につながると考えていますが、今後も引き続き、一人ひとりがマスクの着用と手洗い、アルコール消毒の徹底、3密を避け、広範囲の移動はなるべくしないなど、日常生活に気を付けることが感染拡大防止につながりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスに対応した地域経済対策についてであります。

町内の商店や飲食店、中小企業などは、営業時間の短縮、祭りやイベントの中止などによる影響で売上が減少し、特に宿泊事業者においては、かき入れ時の8月に多くのキャンセルが発生するなど、大きな打撃を受けており、地域経済の建て直しは、喫緊の課題となっております。

このような中で、まず、プレミアム商品券・食事券についてであります。

商品券・食事券については、7月27日から販売を開始し、当初8月末までの販売を9月末まで延長していましたが、食事券の販売状況から、さらに1万冊を追加販売したところ、全て完売し、好評を得ているところであります。

商品券は1月末まで、食事券は、2月20日まで利用できますが、地域経済の早期回復のため、町民の皆様には、感染予防に注意しながら早めのご利用をお願いいたします。

また、緊急事態宣言等の延長により、とりわけ長期にわたり、大きな影響を受けた町内に本社機能を有する中小事業者や宿泊事業者に対し、引き続き事業継続を支援していきます。

まず、町内の中小事業者については、コロナ以前と比較し、30パーセント以上売上が減少している法人事業者に対し20万円、個人事業者に対し10万円の支援金を給付し、特に影響が大きい宿泊事業者についても30パーセント以上売上が減少し、その売上減少額に応じ、最大1,500万円の支援金を給付するものであります。

本件については、今定例会に関連予算を計上しておりますので、ご審議をお願いするものであります。

町民、事業者、医療関係者など多くの皆様には、これまでのコロナ対策において、多大なるご協力をいただきましたことに改めて御礼を申し上げます。

今後も引き続き、感染拡大防止と地域経済の活性化のため、必要とされる支援については、スピード感を持って順次対応していくとともに、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えたまちづくりに、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

次に、スポーツを通じた交流人口の拡大と新たな観光拠点の整備についてであります。

先般開催された東京オリンピック・パラリンピックでは、日本選手が目覚ましい活躍により、連日メダルラッシュに沸き、私たちに多くの勇気と感動を与えてくれました。

また、アゼルバイジャンのパラリンピック水泳チームが本町で合宿を行い、富来B&G海洋センターフレアなどで練習を積み、その結果、4個の金メダルを獲得する大活躍を見せ、本町にとって、誇らしい結果を残してくれました。

これを受け、9月17日には、アゼルバイジャンの駐日大使が本町を訪れ、事前合宿の御礼とともに、今回の事前合宿が終わりではなく、引き続き、スポーツや文化を通じた交流をしたいとの言葉をいただいたところであり、今後、町としても積極的に交流を深めていきたいと考えております。

また、現在、オリンピック聖火リレーのトーチとユニフォームを本庁舎イ

ンフォメーション前に展示してあります。

その後、順次、富来支所や小中学校にも展示する予定ですので、町民の皆様には、この機会にぜひご覧いただければと思います。

スポーツは、人々に勇気と感動を与えるだけでなく、地域への社会的、経済的効果を創出し、持続的なまちづくりや地域の活性化に資するなど、大きな可能性を秘めていると思います。

これからの町づくりの一つのビジョンとして、スポーツによる交流人口の拡大、活力ある地域づくりの推進を図るため、国内外からの合宿誘致をさらに促進するとともに、魅力あるスポーツコンテンツづくりを推進していきます。

志賀の郷リゾート周辺には、総合体育館や陸上競技場、野球場など、充実したスポーツ施設が集中しており、今まで以上にスポーツ合宿や全国から参加者を呼び込むスポーツ大会の開催などを支援することで、地域の活性化や地域住民とのスポーツの交流により競技力の向上も図っていきます。

さらに、第二次志賀町総合計画で交流促進エリアに位置付けされている、道の駅とぎ海街道周辺の既存施設のリニューアルをはじめ、本町の観光の中心として再整備をする方向性について、庁内組織を設置し、検討を進めていきます。

次に、人口減少対策にかかる移住・定住、企業誘致の推進についてであります。

去る6月7日に令和2年国勢調査の速報値が発表され、本町の人口は、前回、平成27年の調査時から1,781人減少し、1万8,641人となりました。減少することは、ある程度の予測はしておりましたが、減少率を見ますと、8.72パーセントで県内でも6番目に高い数字となっております。

このような結果から、将来的に総合戦略の人口ビジョンに掲げた目標人口を大きく下回ることが懸念されることから、引き続き、能登の人口流出を食い止める防波堤としての機能を担うべく、積極的な投資と地元での雇用確保のため、さらなる企業誘致活動や立地企業の支援を行っていく必要があります。

このための施策の一つが、新たな定住促進住宅地の整備であります。

平成27年度から分譲を開始した、定住促進住宅地みらいとうぶは、市街地や小学校に近い便利な立地と充実した奨励金制度の効果もあり、79区画全てが短期間で完売し、移住や定住の促進につながり、成果を上げてきました。

また、みらいとうぶ周辺において、民間事業者が土地を造成し、分譲を開始することにもつながっております。

折しも、新型コロナウイルスの感染拡大により、企業におけるテレワークやリモート会議など、遠隔地での勤務が可能な働き方が普及し、これが追い風となり、地方への移住の関心が高まっていることで、新たな住宅開発は、さらなる需要が見込まれます。

この機会を捉え、みらいとうぶの隣接地に45区画の新たな住宅地を造成することにより、若年層の定住人口の確保と人口流出の防止を図っていきたいと考えております。

本件については、これまでも議会にご説明をしておりますが、今回、用地確保の見込みが立ち、今定例会に関連予算を計上しておりますので、ご審議をお願いするものであります。

次に、企業誘致の推進における町内の立地企業の状況についてであります。

能登中核工業団地内に立地する上田鍍金株式会社では、電気自動車向け半導体部品の表面処理加工を行うため、既設工場を増設し、来年春の操業を計画しております。

半導体については、世界的な供給不足の影響で需要が高まっており、今後の企業投資による地域経済への波及効果や雇用拡大が期待されるところであります。

また、同団地内で造成を進めていた日立製作所裏の用地について、造成が完了した新区画もPRしながら、今後も、このような企業の投資意欲を見逃すことのないよう、県とも連携し、企業誘致の推進と既存企業の支援に努めていきます。

次に、タウンミーティングの総括についてであります。

私が就任以来、毎年開催しておりましたタウンミーティングであります。昨年は、新型コロナウイルスの影響で残念ながら中止となりました。

しかし、今年度は、新型コロナワクチン接種や災害時の避難情報を町から情

報提供し、併せて地区の代表者の皆様から意見や要望をお聴きするため、感染症対策を十分に行った上で、6月24日から4日間の日程で開催したところ
であります。

各地区からは、道路改良、河川改修などの身近な環境整備や高齢化による除草作
業の人手不足など、たくさんの意見や要望をいただき、地域が抱えるさまざ
まな課題を再認識する貴重な機会となりました。

これを受け、町では、早期に内容を取りまとめ、緊急性の高い事業については、
国・県へ要望するとともに、町単独事業についても今定例会に補正予算とし
て計上したところであります。

今後は、必要に応じて、来年度予算に反映していきたいと考えております。
次に志賀原子力発電所についてであります。

2号機の新規制基準適合性にかかる審査の状況については、現在、敷地
付近の断層の評価について、継続して審査が行われているところであり、
町としては、北陸電力に対し、引き続き適切な資料の整理と丁寧な説明に
努め、これまでどおり、しっかりと対応するよう求めています。

また、原子力規制委員会には、科学的根拠に基づいた厳格な審査を行っ
ていただき、住民の納得と理解が得られるよう、説明責任を果たしてい
たきたいと思っております。

以上、今後の町政運営における主な施策と考え方を申し上げましたが、そ
のほか、今の時代に即したこととして、子ども子育て施策、デジタル化の
推進についても、組織体制を含めて、現在、検討を進めているところであ
ります。

今後も引き続き、健全財政の維持や災害に強いまちづくりなど、町民の皆
様が安心して暮らすためのさまざまな施策を着実に進めていきたいと考
えております。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、順を
追って、その大要をご説明申し上げます。

案件は、専決処分の承認が1件、令和3年度の各会計の補正予算をはじめ、条
例の制定や一部改正、計画の策定に係る議案が13件、令和2年度の各会計決
算に係る認定が9件の、合わせて23件であります。

承認第 12 号 専決処分の承認については、令和 3 年度志賀町一般会計補正予算（第 2 号）を本年 6 月 30 日付けで専決処分しましたので、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

歳入では、財政調整基金及び漁業振興特別基金を繰り入れし、歳出では、経年劣化による志賀町デイサービスセンターの空調設備及び学校給食共同調理場の給湯器の更新費用のほか、国の補助内示を受けた県漁協西海支所の自動製氷施設改修事業に対する助成金及び補助金にかかる所要額の補正を行ったものであります。

議案第 38 号から議案第 45 号については、令和 3 年度の各会計の補正予算であります。

議案第 38 号 令和 3 年度志賀町一般会計補正予算（第 3 号）については、歳入では、町税、前年度繰越金、普通交付税及び国の追加内示に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分の増額を主とし、歳出では、長引く新型コロナウイルス感染拡大により、大きな影響を受けている中小企業や宿泊事業者に対する事業継続緊急支援事業をはじめ、みらいとうぶ隣接地における新たな定住促進住宅地整備事業や高浜バスターミナルの老朽化したバスシェルターを改修する都市計画道路交通広場等管理事業の増額などを主として、所要額を補正するものであります。

議案第 39 号 令和 3 年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入では、前年度決算に伴う繰越金の増額と基金繰入金の減額を主とし、歳出では、新型コロナウイルスの影響により中止となった事業の経費の減額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第 40 号 令和 3 年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入では、前年度決算に伴う繰越金を増額し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものであります。

議案第 41 号 令和 3 年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入では、前年度決算に伴う繰越金の増額と定期人事異動に伴う人件費の減額に対する国・県補助金や繰入金の減額を主とし、歳出では、システム改修委託料の計上と定期人事異動に係る職員給与費の減額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第 42 号 令和 3 年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入では、新型コロナワクチン集団接種への医師等出務収入を増額し、歳出では、集団接種出務に係る超過勤務手当及びリハビリ機器の修繕料を増額するものであります。

議案第 43 号 令和 3 年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）については、歳入では、定期人事異動に伴う人件費の減により一般会計繰入金を減額し、歳出では、職員給与費を減額するものであります。

議案第 44 号 令和 3 年度志賀町下水道事業会計補正予算（第 1 号）については、農業集落排水事業に係る県補助金の内示により、資本的収入では、県補助金、出資金及び企業債を減額し、資本的支出では、建設改良事業に係る委託料を減額するものであります。

議案第 45 号 令和 3 年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第 1 号）については、収益的収入では、新型コロナワクチン接種業務に係る収入及び新型コロナウイルス感染症患者用の病床確保にかかる県補助金を増額し、収益的支出では、定期人事異動に伴う職員給与費を増額するものであります。

議案第 46 号から議案第 49 号については、条例の制定及び一部改正についてであります。

議案第 46 号 志賀町過疎地域持続的発展支援のための固定資産税の課税の特例に関する条例については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域における産業振興の促進を図るため、固定資産税の課税の特例について、新たに条例を制定するものであります。

議案第 47 号 志賀町手数料条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードの発行元となり、当該機構が発行手数料額を定めるものと規定されたため、所要の改正を行うものであります。

議案第 48 号 志賀町大島キャンプ場条例の一部を改正する条例について及び議案第 49 号 能登リゾートエリア増穂浦条例の一部を改正する条例については、いずれも施設の有効利用や利用者の幅広い活動に資するため、利用対象施設の追加及び利用形態に基づく料金設定等について、所要の改正を行うものであります。

議案第 50 号 志賀町過疎地域持続的発展計画の策定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により、志賀町過疎地域持続的発展計画を策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

認定第 1 号から認定第 9 号までについては、令和 2 年度の一般会計など 9 会計の決算について、関係法令の規定に基づき、監査委員の意見を付して議会に提出し、認定を求めるものであります。

なお、決算の内容については、別途説明させていただきますので、本日の説明は、省略させていただきます。

以上、本定例会提出案件についての説明とさせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

寺井強議長 説明を終わります。

日程第 5 町長提出 議案第 50 号（質疑・委員会付託・討論・採決）

寺井強議長 ただ今、町長から提出されました議案のうち、議案第 50 号 志賀町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

（ 質 疑 ）

寺井強議長 これより、本案に対する質疑を許します。

（質疑なし）

寺井強議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

（ 委 員 会 付 託 省 略 ）

寺井強議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

寺井強議長 よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

寺井強議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

寺井強議長 これより、採決します。採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

寺井強議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

(午前10時30分 休憩)

(再 開)

(午前 10 時 32 分 再開)

(南正紀副議長は入場せず)

寺井強議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、副議長南正紀君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、南正紀君の副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

寺井強議長 よって、南正紀君の副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 南正紀君の副議長辞職の件

寺井強議長 南正紀君の副議長辞職の件を議題とします。

辞職願を朗読させます。

出崎茂男議会事務局長 辞職願。このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。令和3年9月28日、志賀町議会議長、寺井強様、志賀町議会副議長南正紀、代読でございます。

寺井強議長 お諮りします。

本件を許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、南正紀君の副議長辞職の件は、許可されました。

南正紀君の入場を求めます。

(午前10時33分 南正紀議員入場)

南正紀議員 議長。

寺井強議長 はい。南正紀君が発言を求めておりますので、これを許可します。

5番 南正紀君。

南正紀議員 はい。

副議長の退任にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今ほどは私の一身上の都合により副議長辞職のお許しをいただき誠にありがとうございました。一昨年5月に副議長という大役を仰せつかりまして以降、寺井議長のもと、微力ではございますが志賀町の発展のために努力を続けて参りました。この間大過なく過ごすことができましたことも議員の皆様方のお力添えの賜物と誠に御礼を申し上げます。

今後は議員としての職責を全うすべく更なる精進を続けて参りますので、小泉町長はじめ執行部の皆様方のお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、退任に対してのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

寺井強議長 この結果、副議長に欠員を生じたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに行うことに決しました。

追加日程第2 副議長の選挙

寺井強議長 これより、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

副議長に、福田晃悦君を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました福田晃悦君を、副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました福田晃悦君が副議長に当選されました。

福田晃悦君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、

当選の告知をします。

福田晃悦副議長 議長。

寺井強議長 福田晃悦君が発言を求めておりますので、これを許可します。

寺井強議長 3番 福田晃悦君。

福田晃悦副議長 ただ今、副議長選挙で指名推選により志賀町議会副議長職を拝命いたしました。副議長という重責において志賀町並びに志賀町議会の発展に一身を呈して努力していく所存であります。

議員各位におかれましては今後ともご指導賜りたくお願い申し上げますとともに、町長を初めとする執行部にもご協力賜りますよう重ねてお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが私の副議長就任のあいさつにかえさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

寺井強議長 ここで、暫時休憩します。

(午前10時38分 休憩)

(再 開)

(午前 10 時 40 分 再開)

(寺井強議長は入場せず)

福田晃悦副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、議長寺井強君から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、寺井強君の議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦副議長 ご異議なしと認めます。

よって、寺井強君の議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第3 寺井強君の議長辞職の件

福田晃悦副議長 寺井強君の議長辞職の件を議題とします。

辞職願を朗読させます。

出崎茂男議会事務局長 辞職願。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されますようお願い出ます。令和3年9月28日、志賀町議会副議長、福田晃悦様、志賀町議会議長寺井強、代読でございます。

福田晃悦副議長 お諮りします。

本件を許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦副議長 ご異議なしと認めます。

福田晃悦副議長 よって、寺井強君の議長辞職の件は、許可されました。

寺井強君の入場を求めます。

(午前10時41分 寺井議員入場)

寺井強議員 副議長。

福田晃悦副議長 寺井強君が発言を求めていますので、これを許可します。

6番 寺井強君。

寺井強議員 はい。

議長退任にあたりまして御礼のご挨拶を申し上げます。

令和元年5月改選後の初議会において全員のご推挙をいただき、議会議長就任以来約2年5か月間余りの間、議員各位はもとより小泉町長、町執行部、町民の皆様にはあたたかいご支援・ご協力をいただき議長としての重責を全うすることができました。心より感謝と御礼を申し上げます。

顧みますとここ1年半は新型コロナウイルスの影響で政治経済が停滞するなど異常な事態が続いておりまだまだ終息が見えない状況であります。

今後は一議員としてコロナ禍よりの脱却はもとより町政発展のために一層研鑽を重ね議員の職責を努めてまいります。

今後とも今まで同様皆様方のご支援ご協力をお願いを申し上げまして、退任のあいさつにかえさせていただきます。

誠にありがとうございました。

福田晃悦副議長 この結果、議長に欠員を生じたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに行うことに決しました。

追加日程第4 議長の選挙

福田晃悦副議長 これより、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦副議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長が指名することに決しました。

議長に南正紀君を指名します。

お諮りします。

ただ今、副議長が指名しました南正紀君を議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦副議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました南正紀君が議長に当選されました。

南正紀君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

南正紀議長 副議長。

福田晃悦副議長 南正紀君が発言を求めておりますので、これを許可します。

5番 南正紀君。

南正紀議長 はい。

一言御礼のご挨拶をさせていただきます。今ほど皆様方のご推挙を得て栄えある志賀町議会議長として就任させていただきました。たいへん光栄に感じますとともにその職責の重さを痛感しているところでもございます。

奇しくも小泉町政4期目のスタートと同じタイミングでの就任となりました。それぞれの立場でよりよい志賀町づくりに邁進してまいります。議会は言論の府でございますので今後も厳しく意見を戦わせることもあろうかと存じますが、それぞれの思い描く未来は同じであると信じ、議会の融和に努めますとともに小泉町長、執行部の皆様、町民の皆様方のお力添えをいただきながら更なる志賀町づくりに邁進してまいりますので、今後ますますのご指導・ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

福田晃悦副議長 新議長と交代します。

南正紀議長 これより議事を進行させていただきます。よろしくお願ひいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

(午前10時48分 休憩)

(再 開)

(再開午前10時50分 再開)

(南正紀議長は入場せず)

福田晃悦副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、議長南正紀君から、議長就任に伴い、議会広報特別委員及び議会改革活性化特別委員を辞任したい旨、申し出がありました。

お諮りします。

南正紀君の議会広報特別委員及び議会改革活性化特別委員の辞任の件を、日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題としたいと思ひます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦副議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり、両委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第5 追加日程第5 議会広報特別委員及び議会改革活性化特別委員辞任の件

福田晃悦副議長 南正紀君の議会広報特別委員及び議会改革活性化特別委員の辞任の件を議題とします。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり、両委員の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦副議長 ご異議なしと認めます。

よって、両委員の辞任は、許可することに決しました。

南正紀君の入場を求めます。

(午前10時52分 南正紀議長入場)

福田晃悦副議長 議長を交代します。

南正紀議長 ただ今の結果、議会広報特別委員及び議会改革活性化特別委員に欠員が生じました。

併せて、予算決算常任委員及び原子力発電所対策特別委員において、委員定数は議長を除く全議員となっているため、当職の就任により、両委員会においても欠員が生じたので、この際、予算決算常任委員及び原子力発電所対策特別委員並びに議会広報特別委員及び議会改革活性化特別委員の補充選任を日程に追加し、追加日程第6として、直ちに行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員の補充選任を日程に追加し、追加日程第6として、直ちに行うことに決しました。

追加日程第6 各委員の補充選任

南正紀議長 予算決算常任委員及び原子力発電所対策特別委員並びに議会広報特別委員及び議会改革活性化特別委員の補充選任を行います。

お諮りします。

各委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、予算決算常任委員に寺井強君、原子力発電所対策特別委員に寺井強君、議会広報特別委員に寺井強君、議会改革活性化特別委員に表谷茂浩君を、それぞれ指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり選任することに決しました。

ここで、議事運営協議のため、暫時休憩します。

(午前10時56分 休憩)

(再 開)

(各委員の選任についての資料を配布)

(午前11時1分 再開)

南正紀議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、予算決算常任委員会が開かれ、委員長の辞任により、新しく委員長が互選されました。

また、議会広報特別委員会も開かれ、正・副委員長の辞任により、新しく正・副委員長が互選されました。

その結果が、議長の手元に参っておりますので、この際、ご報告します。

予算決算常任委員会委員長寺井強君、議会広報特別委員会委員長表谷茂浩君、同副委員長福田晃悦君以上のとおり、互選の報告といたします。

追加日程第7 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

南正紀議長 次に、議長交代に伴い、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に欠員が生じたので、この選挙を日程に追加し、追加日程第7として、直ちに行いたいと思います。

これにご意義ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これにご意義ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご意義ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、南正紀を指名します。

お諮りします。

ただ今指名しました、私、南正紀を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご意義ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただ今の選挙の結果、私、南正紀が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

(休 会)

南正紀議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明 29 日から 10 月 4 日までの 6 日間は、休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、明 29 日から 10 月 4 日までの 6 日間は、休会することに決しました。

次回は、10 月 5 日 午前 10 時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前11時4分 散会)

議 長 報 告

- 1 議長報告第14号
選挙管理委員及び補充員の選挙について

- 2 議長報告第15号
入札結果調書について
(令和3年6月24日11件)
(令和3年7月7日5件)
(令和3年7月21日4件)
(令和3年8月6日9件)
(令和3年8月27日11件)
(令和3年9月2日2件)
(令和3年9月16日7件)

- 3 議長報告第16号
例月出納検査の結果について
(令和3年6月24日実施)
(令和3年7月26日実施)
(令和3年8月24日実施)

- 4 議長報告第17号
令和3年度定期監査（前期分）の結果について

- 5 議長報告第18号
健全化判断比率報告書

- 6 議長報告第19号
資金不足比率報告書